

Title	江戸時代の米價対策の一例：享保十五年七月の御買米令について
Sub Title	
Author	會田, 倉吉(Aida, Kurakichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1943
Jtitle	史学 Vol.22, No.1 (1943. 9) ,p.45- 63
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19430900-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

江戸時代の米價對策の一例

——享保十五年七月の御買米令について——

會 田 倉 吉

付候事

享保十五年七月

一 此度御年貢米を以御料所ニ置糶六拾萬石被仰
出差置候依之此度より來年え掛り段々御買米
有之候事

一 右御買米之儀入札は相止候間米賣上度者ハ上
中下之手本米ニ國所を書記直段書付相添來ル
十七日淺草御藏え可致持參事

但右手本米并書付持參候ハ、二三日中御買
上之儀可申渡候

一 御買米之儀其節之時相場准シ候様ニ買上可申

一 御買米附送候船賃其外入用ハ一品切ニ金高別

紙ニ書付御買米値段段え仕込候儀仕間敷事

一 御買米水揚人足ハ御藏より差出可申候米納候
儀は潮時により勝手次第可相廻候早束納可申
候萬一日暮候は其方より番人付置翌日可納事

一 米納之儀唯今迄之通三拾六俵拼ニ致シさをく
しを入何千俵に而も三俵廻シヲ立平均石高を
以可相納事

一 代金渡候儀は米納仕廻候は早束可相渡事
一大坂ニ而茂當秋より段々御買米有之候事

右之通相心得御買米直段と相場并大名給所之

拂米直段各別之相違無之様可仕候不埒之仕方有之者相聞候は吟味之上急度可申付者也

七月

してあります。

右之通請町御奉行所被仰渡候間町中不殘急度可仕相觸候 以上

七月七日

町年寄

二

三人

右は享保十五年七月に發布せられた御買米に關する御觸の全文であります。この御觸は舊幕府より引繼ぎの帝國圖書館所藏本「御觸書享保集成」に據るものですが、その他「正寶事録」、「大成令」、「徳川實紀」、「徳川禁令考」、「吹塵録」等にもみられる。^(註一)

發布の年月はここに明記せられてある通りですが、何日かといふことは、これだけでは第二の條文中「來ル十七日云云」とあるところから、少くとも十七日以前のことであつたらうと推察し得るに過ぎません。しかし「正寶事録」所載のこの御觸をみると、それを補足してくれるはしがきが附

とあるのがそれです。^(註二)これに依つてこの御觸が江戸では享保十五年七月七日、町奉行の手から町年寄を通じて町中一般に報知せられたことがわかります。この町年寄といふものは、元來、町奉行と名主との中間にあつて上下連絡の絆をなしてゐたもので、江戸町年寄は天正十八年樽屋(樽氏)、奈良屋(館氏)、喜多村の三家がこれに任せられて以來代代世襲し、所謂三年寄と呼ばれてゐました。^(註三)ここに町年寄三人とあるのがこれです。いはば半官半民の態を示した町人で、町奉行の命を奉じてはこれを下に頒行することをその職掌の一としてゐたのです。江戸時代にあつては、御觸の發布は

常に上述のやうな手続きを経て行はれたわけです。

大阪では、この御觸と殆んど同義の御買米令が十月二十一日になつて發布せられてをります。^(註四)しかしこれを以て、この御觸の發布が大阪に於いて遅れたものだとは必ずしも當りません。寧ろこの御觸第八の條に「大坂ニ而茂當秋より段々御買米有之候事」といつてゐるところより察すれば、十月になつて發布せられた大阪(坂)の御買米令は幕府が豫め計畫してゐたものであつたといへませう。即ちこの御觸と大阪に於ける十月の御觸とは、勿論幕府當局の同一の意圖より出たものには相違ありませんが、必ずしも同時に發せられたわけのものではなかつたと解することが出來ます。従つてこの御觸は、かかる意味からすれば、或は江戸に限られた御觸ではなかつたかと思ひます。

この御觸は八の箇條から成立つてをります。その主要件である趣旨は申すまでもなく最初の條に概括せられ、第二以下の各條にあつては、この度の御買米に關する詳細な注意、手続きや方法等についてそれぞれ記してゐるのです。ここにこの御觸の發布せられた所以及其の影響或は効果ともいふべきものについて若干の考察を與へ、且各條について少しく説明をほどこしてみたいと思ひます。

先づ第一の條をみれば、この度御年貢米を以て粃六十萬石を貯はへるべき旨仰出されたから今後來年までにだんだんと御買米をすることがあるぞ、といふことを表明してをります。ここに一言注意すべきは粃と米とであります。當時單に米といふ場合には常に玄米をさすのであつて、稻の粃殻を除いたものが即ち米なのです。粃の附いたままなら勿論粃と呼ばれるわけで、兩者の間に今日

考へる程の大きな相違を認めるまでもなかつたものでせう。

幕府の御買米の意圖はかくの如く先づ劈頭に記されてをります。以下話の順序として一應當時の世情を觀察し、またこの御買米令の發布せられるに至つた由來を探つてみることに致します。それには普通「享保撰要類集」の記事等が最も參考となるものなのですが、何故か同書にはこの御觸が缺けてゐて、残念ながらそれに頼ることが出来ません。^(註五)そこで當時の米値段等の關係からその事情を推考致しませう。

江戸幕府の時代では、米價といふものが他のあらゆる物價の基準をなしてゐましたので、米價の平準、安定といふことは當時の政治竝に經濟上の最も重要な一大問題でありました。米を糶^ウつて生活の資とする士農とこれを糶^カつて食に供する工商との間には、先づ大體に於いて必然的な利害の衝

突があるため、四民の安寧に努むべき爲政者は平素より米價の平準を保つやうに計らねばなりません。そののみならず若し米價の騰落が或る一定限度を越えるやうなことになれば、その高下の如何を問はず、元來これに對して互に相反する利害を有すべき士農工商と雖も、四民一樣に困窮に陥る結果をきたします。このことは、米價の貴きに過ぎる場合は當然としても、廉きに過ぎる場合には一應不審にも思へませうが、何分にも米そのものが諸物の交換對象として殆んど貨幣の代用をなしてゐた當時にあつては、「米價賤ケレバ、士人ノ方ニ金錢乏キ故ニ、工商モ却テ利ヲ得ルコト少シ」^(註六)といふわけです。従つてかかる場合にはいよいよ爲政者たるものは米價調節のためあらゆる手段を講じなければなりません。御買米といふものもその一手段に他なりません。たとへば最も近き一例をとりますと、この御觸と同じ享保十五年の正

月江戸商人から一萬三千石の米を買上げたことがありますが、これに依つて米相場を一石に付五、六匁だけ引上げることが出来ました。^(註七)つまり御買米といふものは、市場に米穀が溢れてその價の餘りに下落したときこれを人爲的に調節せんがため、爲政者のとる米價對策の一であつて、普通幕府から命を下して富商、豪家をして一時に巨額の米高を購入せしめ、以て市場に於ける在米高の減少を計り、これに依つて米價を高くしようとしたものなのであります。尤も市中富裕の者に仰付け御買米をさせたのは享保十五年九月に始まつたこととて、^(註八)この御觸の場合では、第二の條の但書や第三の條にみえる「買上云云」の文字、その他の文意から推しても、明らかに幕府自らが買上米を行つたもので、この點前掲の正月の買米令も亦然りです。これを御買米といつて殊更に「御」の字をつけて呼ぶのは、御觸等の場合と同様に、公儀

即ちお上といふ意味が含まれてゐるためです。また後には特定の町人をして米を買はせる代りに、その不便を除いて、所謂御用金といつて一定の金額の用達を申付け、その金で幕府自らが買上米を行つたこともありました。^(註九)この御觸の場合では別に御用金を命じたこともなく、幕府は當時の米價下落に基づく四民の困窮をみかねて自ら積極的に打開策を講じたものと思はれます。

以上の如く江戸幕府の時代には、米價の平準、安定といふことを政治經濟上の最も緊要な問題の一としてをりましたから、爲政者たるものは常にこれに留意し、その高下の著しい時には絶えず人爲的にこれを調節するやう盡力してをります。中でも八代將軍吉宗は世に米將軍とまで呼ばれる程に、在職中享保から延享年間へかけての三十年、終始この問題について粉骨碎身致しました。この御觸の如きも亦當然その一例となるべきものであ

りませう。

三

次に當時の米價についてみることに致します。

それは必ずしも詳細なる數字を判然と示すことが難しいけれども、この御觸の出た享保十五年には十二月に於ける米價が大體新銀即ち享保銀を以てして、

廣島米 二十九匁八分

備前米 二十八匁六分 (二十八匁)

中國米 二十二匁二分

でありました。更にこの前後の年を比較致しますと、幸に産地の同じ米の價がわかつてゐて、
享保十四年十二月には

廣島米 二十七匁八分

備前米 二十八匁九分

中國米 二十三匁四分

享保十六年十二月には

廣島米 四十二匁五分

備前米 四十匁五分

中國米 四十一匁

となつてをります。^(註七)蓋し、幕府時代の米價の平準といふものは概して六十匁前後のやうでありますから、二十七、八匁前後ではその下落も極めて甚だしいものといふべく、當時の四民の困窮の様子も想像に餘りあるところです。それでは何故かかゝる米價の下落を來たしたかと申しますと、勿論一言にはいひ盡せませんが、當時、諸相場の中心地であつた大阪に於いて、堂島米問屋の者竝に市中兩替屋の者等を悉く御役所へ呼んで米價引上の方策を諮問した際に、群議紛紛たる中にあつて殊に兩替屋の者の申出に依れば、享保十三年より諸國の米穀豐作續きで市場に米の充満したこと、更に當時通用の金銀價の品位が米のそれに比較して良

すぎたこと等が近年米價下落の因由であるといつてをります。^(註十一)

八代將軍吉宗は世に江戸幕府の中興者として讃へられ、その治政は後に松平定信の寛政の治や水野忠邦の天保の改革の範とせられた程で、その様子については、有徳院殿御實紀及其の附録をはじめ諸書にみられるところであるから、ここに申すまでもありますまいが、特に殖産興業に盡力せられた結果、米穀の産出も夥しく増加するに至つたことは注目すべきです。しかもそれが却つて米産の過剰を來たし、ひいては米値段の下落を導いて社會一般の不景氣を齎したのは、非常に皮肉な現象ではあります。同時にまた當然の成行であつたともいはねばなりません。

當時通用の金銀と申しますのは、主として新井白石の建議に基き、正徳四年に改鑄せられた新しい金銀貨でありました。^(註十二) 所謂正徳金銀と呼ばれる

もので、中でも銀貨鑄造は多く享保年間に行はれた關係から享保銀の名もあります。先述の米價はこの新銀を以ていつたものなのです。そしてこれらの品位は幕府時代の最良貨幣であつた慶長金銀に等しく、これを元祿以來寶永年間にかけて通用してゐた悪貨に比すれば、新金百兩は元祿金及當時通用してゐた乾字金の二百兩に相當したのであるから、つまり二對一の割合であります。^(註十三) 尙これが銀貨に至つては更に一層甚だしく、元祿八年以後正徳元年迄の十七年間に五種類もの銀貨が鑄造せられ、その都度品質は劣悪となつてをりました。即ち、

新銀一貫目に付

元祿銀 (自元祿八年九月鑄造至寶永三年五月) 一貫二百五十目

寶字銀 (自寶永三年七月至同七年二月) 一貫六百目

永中銀 (自寶永六年十二月至同七年三月) 二貫目

三寶字銀 (自寶永七年四月至正徳元年七月) 二貫五百目

四寶字銀(自正徳元年八月
至同 二年九月) 四貫目(註十四)

といふのが、その引替割合であります。かかる頻繁なる貨幣改悪が幕府の財政救助のためと關係者の私腹を肥すためとであつたことは改めて申すまでもないことで、これに依つて明らかに幕府自らが利を得てゐたのであります。(註十五)それは兎も角として、このやうな劣悪なる貨幣を一舉に慶長の古金銀と同質に復したことが米價下落の一因をなしてゐるといふのは、うなづき得るところです。

しかしそれだからといつて、以上の如き兩替屋の意見を汲んで、再び貨幣の品位を引下げること、折角從來の悪質金銀貨を恢復して慶長年度のものに戻したばかりの幕府として、到底斷行し難いところでせう。しかも他方、享保七年以來米價の下落は著しく、甚だしくは「民間にて米を見る事土の如く」、それでゐてこの「土の如く賤き米を小民は食ふ事能はずして、饑餓するもの却て多」

い有様でした。(註十六)その上、かうして一旦米價が下値になると、米穀を賣つてのみ収入を得ることの出来る諸家の勝手向はいよいよ不如意となり、これを補ふためには先納の米切手で銀子の借用をする。その結果は實際にはまだ市場に出てゐない米穀までが恰もあるもののやうな姿となつてますますその下落を促し、商人等も許される限りは安價にこれを求めようと致しますから始終下値となり勝ちです。勿論かうした場合に諸家で充分な圍米などをして置く筈もなく、商人とてもかく見込の薄い米を買へようとするわけがありませんから、米穀はただ市場に溢れるばかり、そして米價は下値となるばかりであります。(註十七)これを以てして尙爲政者が全くの傍觀的態度をとることは到底許され得ないところでせう。ここに於いて、米價を引上げ四民の困窮を救ふべく、先づ御買米といふ一段が講せられた次第であります。尤も後述致しま

す通り、この米價引上策が御買米だけであつたわけでは決してなく、その他さまざま手段が講せられたのであります。この御觸の出た翌八月には近年ハ豊年打續候間凶年之爲手當置米被仰付事候間諸大名も米穀等可成程は貯置候之様可被心得候 以上

といふ御觸を發して、御買米の理由について一應の説明を施し、且諸侯にまでも貯米を奨めてをり(註一八)ます。しかし前述の如き當時の事情から察しても、これは結局一應の説明であり、辯解であるに過ぎず、その眞意は飽くまで市場の在米高を減少せんとの意圖より出たことに間違ひはありますまい。

四

さて、以上は大體に於いて當時の狀勢竝にこの御觸の發布せられるに至つた事情について述べて來たつもりですが、次にはこの御買米といふこと

が如何なる手續きを経て實行せられたものであるかを知る必要があると思ひます。即ち初に述べました通りこの御觸の第二の條項以下がこの時に於ける御買米の手續きなり、方法なりについて記したものであるのです。當時の御買米に關してかかる様子を知るのには、これまた興味深いものといはねばなりませんまい。

先づ御買米の方法として擧げられるものには二があつて、一は入札の方法に依るもの、そして他は賣米を希望する者をして任意に値段書を提出せしめる方法とであります。この御觸の出る以前に於ける御買米令の實例は殆んど前者に屬するもので、享保十五年正月江戸に於けるもの(註一九)及同年二月大阪に於けるもの(註二〇)等がそれです。後者の實例は申すまでもなくこの御觸の如きがその一で、明らかに「入札は相止候」の一文がみえてをります。その後、享保十五年十月大阪に於いて御買米の(註二一)あつ

た際は勿論、享保十六年四月に於ける江戸での御

買米にも入札は行はれてをりません。そして米を

賣らうと希望する者は、賣るべき米を品質によつ

て上中下の三等に分ち、賣米の産地を明記せる手

本米と賣上値段書とを差出せば、二三日中に買上

の申渡が出されるのであります。この御觸の第

二の條文が即ちそのことを示したもので、更に第

四の條では、米を納入するため必要とする諸費

はこれを全て買米値段とは別に請求するやうにと

の注意を與へてをります。尙これについては十月

の大阪に於ける御買米令の方が一層詳しく、別紙

の書付まで添へて親切にその提出書類の様式を示

してをります。今それをみますと、初に

何國何米

一上米何程 但 壹石に付何拾何匁

此代銀——何ほと

といふやうに、一々米の出所・品質・代銀を書き

連ねて、最後に

右之直段に而賣上可申候以上

年號月日

何町

何屋

誰印

と記し、その他の費用の請求は別にまた改めて、

各壹石について何方より何方迄船賃は何程、駄賃

は何程、それから人足賃は何程と列記して、何程

とするのです。^(註二十三)それはこの御觸の場合でも恐らく

同様でしたせう。但しその買上値段は必ず當時

の米相場に基いて定められたものでありまして、

それ以上に高値となることは何時の御觸でも常に

禁せられてをります。この御觸でも第三の條にそ

のことが明白に記されてをりますし、尙終文にも

亦、買米の價と時價と大名の拂米の價とが格別の

相違を來たさぬやうにせよ、と重ねて諭してゐる

程です。そして御買上の手筈が定まると賣手は直

に米を納入するので、納入し終れば早速代金の支

拂はれるべきことは第七の條に示してある通りで

す。またその納入すべき場所については第二の條に明らかに淺草御藏とあります。それはこの御觸が江戸に發布せられたものであるためで、淺草の御藏とは申すまでもなく本所の御藏と共に江戸に於ける幕府の米藏であつて、藏米取の武士等は皆此處から米を受取つたのです。(註二十四)御藏の前には米穀運搬の便をはかつて隅田川から水をひき、八の堀が穿たれてありました。米穀はこの堀を通じて運搬せられたもので、それには船から荷揚げをして米を御藏へ運ぶべき人足が必要ですが、それらは御藏の方から差出したのです。納米の時刻は潮時に應じて運漕すべく、若し夜になつてしまつたやうな場合には賣手の方で番人をつけてをき、翌日早早納米させました。第五の條がそのことを述べてをります。しかし買上に際しては上述の通り豫め手本米と賣上値段とを差出さしめて決定するにも拘らず、納米に當つて稍もすれば手本米とは

異つた悪質の米を以つてするといふ不正の行はれることがありました。現に享保十五年十一月にはかかる不正をたしなめた御觸が出てをります。(註二十五)この御觸の終文にも、不埒の仕方をなす者は急度成敗するぞ、といふ御觸としてのきまり文句がみえますが、それが具體的には果して如何なる事實を意味したものでか不明だといへ、これらの事情から察すれば、またかかる點をも加味してのことであつたとも考へて差支へないでせう。そこでこのやうな不正の豫防のためにも納米に際しては一應これを検査する必要があるました。そればかりか當時の米俵は今日の如く必ずしも容量が一定してはゐなかつたので、是非ともこの検査が行はれねばなりません。第六の條はこれら納米に際しての検査の方法について記してをります。その大意を申せば、米を納めるには従前通りに三十六俵づつの拵(こ)をつくり、これにさ(く)をく(い)を入れて、納米高

が何千俵ある場合でもその中から三俵だけをとつて拵廻しを行ひ、そして納米の質及量をはかつたならばそれらの平均の石高に基いて納めよ、といふのです。

一體當時米俵の受渡を行ふ場合には、右にあげたやうな理由から、一々それらについての質量検査をしなければならなかつたものですが、さうした繁雑さを除くためにも何等かの簡便な検査方法が必要でありました。そこで先づ何俵かづつの米俵を積んで山のやうなものをつくり、その幾つか出来た米俵の山の中の或る一區切の中から更に籤に依つて數俵だけを選び、その質量の検査を行つた結果それらの平均を出して、受渡米全部をこれに想定することが行はれたのであります。その際の米俵を積上げた一區切を「拵」といひ、かう積上げることを「ハエる」と申してをりました。尤もかかる語字の説明を施した大藏省主税局編纂の

「取引所用語字彙」^(註二十六)にはこれに拵といふ字を當てをり、その他刊行本の「御觸書寛保集成」では「拵」と記して殊更に肩に「マ、」と註し、「大阪市史」では(併)と傍註をほどこしてありますが、

「享保集成」「大成令」^(註二十七)「正寶事録」の如き寫本は
いづれも「拵」と書き、「徳川禁令考」^(註二十八)「吹塵録」^(註二十九)

「濱方記録」等も「拵」と記してをります。従つてここにも「拵」と書くのは一向差支へあるまい

と思ひます。寧ろこれを妥當かとも考へます。そ

れはさて措き、この御觸では三十六俵拵とありま

すから一拵が三十六俵づつのわけで、つまり最下

段を八俵最上段を一俵と

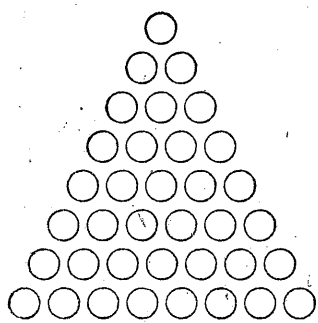
して積上げたものでせ

う。かうして出来た數多

の拵の中から先づ検査に

供すべき拵を定めます。

そのために行はれる抽籤は「ハエグジ」と呼ばれ、



拼籤に當つた拼の中からまた數俵を選定してそれらを検査に供するので、この選ばれた米俵を「廻し俵」といひ、その品質及容量について検査することが「榊廻し」であります。或は單に「廻し」ともいはれます。^(註三七)この御觸に於いて「何千俵に而も三俵廻しを立」といつてゐるのがこれで、かうして得た三俵の検査の平均を以て受渡米全部をそれと見做して納米されたわけです。次に「さをくし」といふ語ですが、これは先の拼にも増して諸書の記録に異同が多く、その解釋にもそれだけ苦しむのです。今その異同の大體を示すと先づさをくし——「享保集成」をはじめ、その刊本である「御觸書寛保集成」も亦當然かう記してゐる。

さをぐし——「有徳院殿御實紀」^(註三十一)。
さをくじ——「大成令」、「徳川禁令考」、「吹塵録」。

等があります。そして「有徳院殿御實紀」の「さをぐし」といふ記事から察すると、これを漢字に當てれば「竿串」とでもなるやうに考へられて、或はこの廻し俵の米の質をみるときに使用せられる器具の「サシ」と同義ではないかとも思へます。即ち竹の端を斜に切つたもので、これを俵中に突き刺して少量の米を抜きとるのに用ふるので、近年でも鐵製のものをよくみうけました。しかし實紀所載のこの御觸は何分にも本來「大成令」に基いて大意を掲げたに過ぎませんし、現に「大成令」には「さをくじ」とあつたり、「濱方記録」では明らかに「鬮」の字を當ててゐて、籤と同意であることを示してをります。寫本に濁點のないことは決して珍らしくないのでから「くし」は「くじ」とみても差支へはありません。従つて「さを」は尙不明でありますけれども、「くし」とは廻し俵を選定するための抽籤ともみられませう。「正寶事

録」には

「……拼ニ致させ、くしを……」

とあつて、或は「致させ、くし」といふやうに「くし」だけ別にしても考へられないことはありませぬが、他の書では「致」には「し」の送假名が明らかに附いてをります。ここに於いて甚だ曖昧な結果ではありますが、文意等からも察して「さやくし」とは廻し俵を定めるための抽籤とみられようかと考へます。

五

これでこの御觸についての一通りの説明は済んだつもりですが、最後にこれが如何なる效力を示し、且當時の米價にどれだけの影響を及ぼしたかを、一應は是非検討しなければならぬと思ひます。それには既にしばしば述べた通り、御買米といふものが元來市場の在米高を減じて米價を引上

げるための手段なのですから、第一に當時の買上高を知る必要があります。そこで再びこの御觸の本文に戻りますと、その冒頭に置穀六十萬石仰出されたと記してあります。尤もこれは決してこの時一度の買上高ではなくして、明らかに「此度より來年え掛り、段々御買米有之候事」とあつて、この御觸を第一回として以後享保十六年へかけてしばしば御買米令を發布しようとする意圖が幕府にあつたことを示してをります。即ち江戸では翌十六年になつて、三月二十八日商人等の米を（註三十二）残らず買上げ、四月にも御買米が行はれました。また大阪に於いても御買米令の發布をみ、先述もした通り十五年十月にはこの御觸とほぼ同形式の御觸が出てをり、十六年に入つては先づ六月二十四日に三郷富商百三十餘名に命じて買米をさせてをりますが、その結果は香しからず遂に中止して、改めて十月十六日三郷町町に買米を命じたこと等も

ありませす。(註三十四)更に十二月にも身分相應の買置米が町

中全般に命せられてをります。(註三十五)勿論その都度一々

幾何の買上高があつたかを知ることは出来ませんが、これらを以て察すれば幕府の態度は非常に積

極的であつたことがわかり、恐らくその計畫通り

十六年末までには六十萬石の買米に及んだらうと

想像するのに困難ではありません。その他享保十

六年四月には江戸及大阪に於いて二十萬石以上の

諸侯に命じて買米をさせようとしたこともありま

す。(註三十六)但しこれは實行はせられなかつたもので、

八月に改めて取止めの御觸が出てをります。(註三十七)そし

てたまたま四月十五日江戸に大火のあつたこと

が、その中止の主要原因ではなかつたかと考へら

れてをります。(註三十八)御買米といふものは、その性質上

から申しても、若し米價が多少でも騰つたならば

最早その必要がなくなつて来るわけです。しかる

に當時、以上の如く相當しばしば御買米の行はれ

てゐる事實をみますと、必ずしもこれに依つて充
分の効果を納め得たとは思へません。しかも當時
行はれた米價引上の政策が決してただに米穀買上
に止まらず、たとへば

享保十五年八月二十三日の大阪に於ける米相場

の公許及翌月には江戸の下り米問屋株の確立(註三十九)

享保十六年八月の江戸大阪への廻米制限、十月

の大阪に於ける米仲買株の設定(註四十二)

等の諸政策も講せられてゐることを思へば一層そ

の感が深いのであります。幕府當局は當時の米價

の甚だしい下落のためにかくの如く事毎に焦慮し

てゐたのです。その上御買米といふものは、その

性質上、單に一時の間米穀の量を減らすだけのこ

とで、後にはこれらの買置米までが市場に出て來

るやうになるわけですから、そこにも多分の不安

がひそんでをります。従つてその効果も比較的一

時的のもので、若し飢饉でも起らぬ限りは何時ま

でもそれを繼續しなければ全く効果が擧がらぬ仕
末です。享保十五年に入つては正月以來再三再四
御買米が行はれ、殊にこの御觸では今後しばしば
御買米を行ふといふ豫定まで發表せられてゐると
いふのも亦これがために他なりません。しかしま
た、これらをもつて必ずしも御買米の効果がうす
いといふのは當らないので、現に十五年正月には
一萬三千石の買上米で、一時に五、六匁の相場を
引上げたことがあるのです。(註四十三)そして今度はこの御
觸をはじめとして再三の買上米の結果、

享保十六年正月には(註四十四)

廣島米	二十九匁八分
備前米	二十八匁四分
中國米	二十二匁九分
同年 四月には <small>(註四十五)</small>	
廣島米	三十二匁五分
中國米	二十五匁五分

同年 十二月には(註四十六)

廣島米	四十二匁五分
備前米	四十匁五分
中國米	四十一匁

の騰貴を導くことが出来ました。今それをこの御
觸の發布せられた當時の米價に比すれば、これだ
けの高價にまで達せしめ得たことは實に大いに注
目すべきであります。ただ當時の實情はこの程
度の騰貴で容易に安定を得る程に生やさしいもの
ではなかつたのであります。そのために幕府當局
は前掲の如きあらゆる手段を講じたわけです。否
そればかりか遂には元文年度に止むなく最後の切
札としての貨幣改悪をまでも斷行するに至つたの
です。(註四十七)要するにこの御觸はかくも米價下落に悩み
ぬいてゐた享保年度に於ける米價引上のための幕
府の苦策の一の現はれとみられるものなのです。
米の足りないのは勿論困ることですが、多すぎて

苦しむこともあつたわけです。蓋し、米を主食物とするわが國民にとつて、米穀問題は常に最も關心を持たれ、一刻も忽せに出来ないことです。

最後にこの小論文を終るに當つて、ここに買上げられた六十萬石の米だけは幸か不幸か翌十七年の飢饉のために流用せられ、適宜に處理し終つたことを一言附加へてをきます。「徳川實紀」の元文元年正月の條をみると、この年の飢饉に際し多くの寄附をして窮民救助に盡した人人の姓名や、その受賞のことを記した「仁風一覽」と稱する書物が大阪で賣出されたといふ記載もあつて、當時の慘情は諸書にみられます。六十萬石位の圍米ではこの飢饉を救ひきれなかつたこととせう。

(昭和十年初稿、十八年補筆)

註一 帝國圖書館本「御觸書享保集成」三十四米穀之部(第三〇冊、一〇番の御觸、一三葉—一五葉)。尙、この「御觸書享保集成」は、昭和九年十一月高柳眞三、石井良助兩氏に依つて内閣文庫本「御觸書寛保集成」、神宮文庫本「享保集成」

繪録」等と照合校訂の上、「御觸書寛保集成」と題して印刷に付せられてゐる。

註二 帝國圖書館本「正寶錄」(第二二冊、二四葉)。「正寶事錄」は帝國圖書館本では「正寶錄」となつてゐる。

註三 「徳川禁令考」卷四十七町役人の項(明治二十八年版、第五帙四三一頁以下)及「江戸三年寄並地割役由緒」(雜誌「江戸」一卷一號所載)等参照。

註四 「御觸書之留並」濱方記録「近世社會經濟叢書」第二、一七頁一六號、「大阪市史」三卷二八六頁)。また、「堂島舊記」(徳川時代商業叢書)第二、四二頁)にも收められるが、それは第一條だけしかみえない。

註五 帝國圖書館本第三〇冊(九上ノ上、米穀之部上、拾四)には「御買上げ米の事」といふ項があるが、この御觸とは別である。

註六 「經濟録」卷五食貨(「日本經濟大典」第九、五〇三頁)。

註七 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三〇頁)。「月堂見聞集」卷二十二(「近世風俗見聞集」第二、一七九頁)。

註八 「三貨圖彙」卷十二金之部(「日本經濟大典」第三九、二八二頁)。

註九 幸田博士著「御買米及び御用金」(「日本經濟史研究」三八五頁所載)及「天保十四年の御用金」(同、四一七頁所載)等参照。

註十 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三〇頁以下)。尙、括弧内の數字は「米商舊記」(「大日本貨幣史」第六卷「參考」五九頁)の記事との相違を示すものである。

註十一 「三貨圖彙」卷十一金之部(「日本經濟大典」第二九、二八三頁)。

註十二 「改貨議」(「新井白石全集」第六、白石建議四(上卷)

五(下卷)八(別記)一九一頁—二〇七頁、二〇八頁—二三三頁、二五四頁—二五八頁)。「折たく柴の記」下卷(「新井白石全集」第三、一四二頁以下)参照。

註十三 「三貨圖彙」卷十一金之部(「日本經濟大典」第三九、二六九頁)。

註十四 「三貨圖彙」卷十八銀之部(同、五七二頁)。尙、各種銀貨に關しては同書五三五、五四一、五四五、五四六、五四七頁等それぞれ参照。

註十五 「折たく柴の記」中卷(「新井白石全集」第三、一〇八頁—一一一頁)参照。

註十六 「米價記」(「近世社會經濟叢書」第七、二八七頁及二八八頁)。

註十七 「八木のはなし」米相場豊凶直段極意ノ條(「溫知叢書」第一二、一二二頁—一二三頁)参照。

註十八 「御觸書享保集成」三十四米穀之部(帝國圖書館本第三〇册、一番の御觸、一六葉)。刊行本「御觸書寛保集成」(一八九九號、九四八頁)。

註十九 「御觸書寛保集成」(一八九四號、九四六頁)。

註二十 「大阪市史」(三卷二七五頁)「二月八日買上米入札之事」。

註二十一 (註四参照)。

註二十二 「御觸書寛保集成」(一九〇五號、九四九頁)。

註二十三 (註四参照)。

註二十四 「徳川禁令考」卷二十五淺草御藏の項(明治二十八年版、第三帙三一頁以下)及幸田博士著「札差雜考」(「日本經濟史研究」八四頁以下)参照。

註二十五 「御觸書寛保集成」(一九〇三號、九四九頁)。

註二十六 「取引所用語彙」(大正六年版)一一四頁。

註二十七 「大成令」六拾三、米穀之部(帝國圖書館本第三〇册八葉)。

註二十八 「徳川禁令考」卷五十七、米穀之部(明治二十八年版、第六帙三二八頁)。

註二十九 「吹塵録」第七、米穀之部令達類(明治二十三年九月版、上卷三六頁)。

註三十 「取引所用語彙」一三四頁参照。

註三十一 「有徳院殿御實紀」卷卅二(「新訂國史大系」第四五、五三八頁)。

註三十二 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三二頁)及「草間伊助筆記」卷一(「大阪市史」五卷七八九頁)参照。

註三十三 (註二十二参照)。

註三十四 「草間伊助筆記」卷一(「大阪市史」五卷七八九頁以下)参照。尙、三郷とは大阪の町の北、南、天満三組の總稱である。

註三十五 「堂島舊記」卷一(「徳川時代商業叢書」第二、四三頁)参照。

註三十六 「御觸書寛保集成」(一九〇四號、九四九頁)。

註三十七 同(一九〇六號、九五〇頁)。

註三十八 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三三頁)及「月堂見聞集」卷二十三(「近世風俗見聞集」第二、二一四頁)参照。

註三十九 「大阪市史」(三卷二八四頁)及「三貨圖彙」物價部卷五(「日本經濟大典」第四〇、九一頁)参照。

註四十 「御觸書寛保集成」(一九〇二號、九四九頁)。

註四十一 「大阪市史」(一卷六七五頁)及「御觸書寛保集成」(一九〇七號、九五〇頁)参照。

註四十二 「大阪市史」(一卷六七八頁)。

註四十三 (註七参照)。

註四十四 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三一頁)。

註四十五 「草間伊助筆記」卷一(「大阪市史」五卷七八九頁)。

註四十六 「三貨圖彙」物價部卷六(「日本經濟大典」第四〇、一三三頁)。

註四十七 「三貨圖彙」卷十二金之部、卷十九銀之部(「日本經濟大典」第三九、二八四頁—二八九頁、七一—二頁)参照。